

# 東洋學報 第貳拾八卷第一號

昭和十六年二月

## 論 説

### 文苑英華の判について（上）

瀧川政次郎

#### 序 説

第一章 文苑英華と全唐文

第一節 文苑英華の編纂

第二節 全唐文の編纂

第三節 文苑英華と全唐文との對校

第二章 文苑英華所收の判

#### 序 説

第一節 道數と其の題目

第二節 作者と其の傳記

以下次號

第三節 撲擇の方針

第三章 取材の範圍

附 説 全唐文の判について

唐代に於いて、判と稱せられたものは、民刑事の裁判事件及び行政訴訟事件に對する判決並びに行政上の諸案件に對する裁決であつて、唐代法制の實施狀態を觀るべき重要資料で

ある。唐制に於いては、官吏を選叙するに當つて、身・言・書・判の四事を試み、又天子自ら非常の人才を試験する制舉の科目の中に、判を試みる拔萃の科なるものがあつた。故に唐代に於いては、官吏又は官吏たらんとする者は、先輩の作つた判を模範として、判を作る練習を行ひ、文人は判を學ぶ人々の爲めに、模範的な判を集めて判集を編輯し、又自己の文集の中に判を収めて、拔萃の科に應ずる子弟の勉學に便した。今日存する唐代の判は、いづれも此の試験準備用の書物としての判集に見える判であつて、その中には、試判の答案もあれば、實際の事件に對する判決若しくは裁決もある。唐代の判集としては、現在張鷺の龍筋鳳髓判と、白居易の百道判とが傳つてゐる。即ち龍筋鳳髓判は明の劉允鵬及び清の陳春の加へた註釋書に依つて流布せられ、百道判は白居易の文集である白氏長慶集即ち白氏文集に收められて、今に傳つてゐる。唐代の判集は、右の兩書の外にも、いろいろあつたことが知られるが、それらの判集は今亡んで傳らない。然るに宋初に編纂せられた文苑英華には、白氏百道判の判文を初めとして、今亡んでしまつた唐の文集から取材したと思はれる判文が、一千餘道も採録せられ、判文の作者の名が知られるものだけでも、五百餘人の多きに達してゐる。故に文苑英華は、唐代の判を研究するに當つて、最も豊富なる資料を提供する重要な資料であるのである。これ私が茲に文苑英華所收の判について研究を遂げんとする所以である。

# 第一章 文苑英華と全唐文

## 第一節 文苑英華の編纂

文苑英華は、宋の太宗の興國七年九月、翰林學士承旨李昉、翰林學士扈蒙、給事中直學士院徐鉉、中書舍人宋白、知制誥賈黃中、同呂蒙正、同李至、司封員外郎李穆、庫部員外郎楊徽之、監察御史李範、秘書丞楊礪、著作佐郎吳淑、同呂文仲、同胡汀、著作佐郎直史館戰貽慶、國子監丞杜鎬、將作監丞舒雅等に詔して、編纂に從事せしめたが其の後、李昉、扈蒙、呂蒙正、李至、李穆、李範、楊礪、吳淑、呂文仲、胡汀、戰貽慶、杜鎬、舒雅等は、他に轉職したので、改めて翰林學士蘇易簡、中書舍人王祐、知制誥范杲、同宋湜、同宋白等に命じて、其の事業を完遂せしめ、雍熙三年十二月、宋白等によつて上られたものである。本書編纂のことは、宋史の太宗本紀はもとより、編纂に從事した李昉、扈蒙、呂蒙正、李至等の傳にも見えないが、閩本文苑英華の巻頭に收められてゐる纂修文苑英華事始は、三朝國史藝文志、國朝會要(宋會要)、崇文總目、續資治通鑑長編、中興館閣書目等を引いて、本書編纂の沿革を語ること、極めて詳密である。<sup>①</sup>陳振孫の直齋書錄解題は、

文苑英華一千卷

太平興國七年、命學士李昉、扈蒙、徐鉉、宋白等、閱前代文學、撮其精要、以類分之。續又命蘇易簡、王祐等<sup>②</sup>至雍熙三年書成。

と簡単に本書の來歴を叙してゐるが、その言ふところ纂修文苑英華事始の記事と少しも齟齬

齧はない。晁光武の郡齋讀書志には、

文苑英華一千卷

右翰林學士中書舍人宋白等奉勅集。始太宗皇帝既得諸國圖籍聚名士於朝詔修三大書。其一曰文苑英華。蓋以諸家文集其數實繁雖各擅所長亦棟蕪相間乃命白等精加銓擇以類編次爲一千卷。時太平興國七年九月也。雍熙三年十二月壬寅上之。

とあつて、<sup>(3)</sup>宋白を編纂者の代表にしてゐるが、これは専ら撰上の表疏によつたものであらう。崇文總目は、また

文苑英華一千卷。宋白等奉詔撰。

といひ、<sup>(4)</sup>宋史藝文志は、

宋白文苑英華一千卷。

とも、

李昉・扈蒙文苑英華一千卷。

ともいつてゐる。<sup>(5)</sup>本書の書名は、恐らく宋の太宗が、梁の昭明太子の古今詩苑英華二十卷、並びに唐僧惠淨の續古今詩苑英華十卷の名に因つて命名したものと考へられる。<sup>(6)</sup>本書が、後に述べるが如く、昭明太子の文選の後を嗣ぐ意圖をもつて、文選の形式に従つて文選撰修以後五代の末期に至るまでの文を集めてゐることから考へても、又真宗の朝に編纂された冊府元龜なる大著が、真宗の命名である事實から考へても、<sup>(7)</sup>右の推定は可能であらうと思ふ。

本書の巻數が一千卷であることは、前掲の書目によつて明かである。後に掲げる周必大の文苑英華の序には、本書が太平御覽一千卷、冊府元龜一千卷と相並んで、三大書と呼ばれたことが見えてゐる。現在支那では、これに清代の欽定全唐文一千卷を加へて、四大千といつてゐる。

文苑英華は、四庫全書總目に

文苑英華本繼文選而作於唐代文章採摭至備號爲詞翰之淵藪。

とある如く、文選の後を嗣いで、梁陳以後五代に至る諸家の文集の中から、「其の精要を撮り、類を以て之を分」つたものである。從つて其の文の分類の如き、大體文選の文類に則つて之を増減してゐる。即ち文選の文體は

賦、詩、騷、七詔、冊、令、教、文、表、上書、啓、彈事、牋、奏記、書、檄、對問、設論、辭、序、頌、贊、符命、史論、史述、贊論、連珠、箴、銘、誄、哀、碑文、墓誌、行狀、弔文、祭文

の三十七體であり、<sup>(3)</sup>文苑英華の文體は

賦、詩、歌行、雜文、中書制誥、翰林制詔、策問、策判、表、牋、狀、檄、露布、彈文、移文、啓、書、疏、序、論、議、連珠、喻對、頌、讚、銘、箴、傳記、謚、哀、冊、謐、議、誄、碑文、誌、墓表、行狀、祭文

の三十八體である。而して文苑英華は編纂の當初から完成に至る七年の間に、屢々編纂者の交替があつた爲めに、全體の統一がとれず、同じ時代に成つた太平御覽同様、頗る亂雜なものであつて、一つの詩が二箇所に出てゐたり、一詩を兩斷して二詩としたり、二詩を合して一

詩としたりしてゐるところさへあつた。故に南宋の孝宗諸臣に命じて之を刪校せしめ、寧宗の朝周必大は士友と詳議して再び之を讐校し、嘉泰四年、これを刊行した。<sup>10</sup> これ本書の刊本ある初めである。平園文集に收められてゐる必大の文苑英華序は、本書の校讐並びに刊行の由來を知る上に大切な資料であるから、次に其の全文を掲げよう。

臣伏観、太宗皇帝丁時太平以文化成天下。既得諸國圖籍聚名士于朝詔脩三大書。曰太平御覽曰冊府元龜。曰文苑英華。各一千卷。今二書閩蜀已刊。惟文苑英華、士大夫家絕無而僅有。蓋所集止唐文章。如南北朝間存一二。是時印本絕少。雖韓柳元白之文、尙未甚傳。其他如陳子昂、張說、張九齡、李翹等諸名士文集世尤罕見。故脩書官於柳宗元、白居易、權德輿、李商隱、顧雲、羅隱輩、或全卷收入。當真宗朝姚鉉銓擇十一號唐文粹。由簡故精、所以盛行。近歲唐文纂印浸多、不假英華而傳。況卷袤浩繁、人力難及。其不行於世則宜。臣事孝宗皇帝間、聞聖諭欲刻江鋗文海。臣奏其去取差謬不足觀。帝乃詔館職袁集皇朝文鑑。臣因及英華。雖秘閣有本、然舛誤不可讀。俄聞傳旨、取入遂經乙覽。時御前置校正書籍二十員、皆書生稍習文墨者。月給餐錢、滿數歲補進、武校尉既得此、爲課程。往往妄加塗註、繕寫裝飾、付之秘閣。後世將遂爲定本。臣過計有三、不可。國初文集雖寫本、然讐校頗精。後來淺學改易、浸失本指。今乃盡以印本易舊書是非相亂、一也。凡廟諱未祧、止當闕筆。而校正者於賦中以商易殷、以洪易弘、或值押韻、全韻隨之。至於唐諱及本朝諱、存改不定、二也。元闕一句或數句、或頗用古語、乃以不知爲知、擅自增損。使前代遺文幸存者、轉增□類、三也。頃嘗屬荆帥、范仲淹、均倅丁介、稍加校正。晚幸退休、徧求別本、與士

友詳議、疑則闕之。凡經史子集傳注、通典、通鑑及藝文類聚、初學記下至樂府釋老小說之類無不參用。惟是元脩書時、歷年頗多、非出一手。叢脞重複、首尾衝決。一詩或折爲二三詩、或合爲一。姓氏差互先後、顛倒不可勝計。其間賦多用員來。非讀秦誓正義安知。今之云字、乃員之省文。以堯韭對舜桀、非本草註、安知其爲菖蒲。又如切磋之磋、馳驅之驅、掛帆之帆、仙裝之裝、廣韻各有側音。而流俗改切磋爲効課、以駵易驅、以席易帆、以仗易裝。今皆正之。詳註逐篇之下、不復偏舉。始雕於嘉泰改元春至四年秋訖工。蓋欲流傳斯世、廣熙陵右文之盛。彰阜陵好善之優。成老臣發端之志。深懼來者莫知其由。故列興國至雍熙成書歲月、而述證誤本來如此。闕疑尚多。謹俟來哲。七月七日、小傳觀文殿大學士致仕益國公食邑一萬五千六百戶食實封五千八百戶臣周必大謹識。

郡齋讀書志に

嘉泰改元周益公刻而記於前。

とあるもの、即ち此の序文である。<sup>(11)</sup>廬陵の鄉貢進士彭叔夏は、此の時の校讎の結果を記して、文苑英華辨證十卷を著した。彭叔夏は、周必大と評議して文苑英華の校讎に當つた士友の一人である。<sup>(12)</sup>

文苑英華は、浩瀚に過ぎて、却つて使用に不便であつた爲めに、寧宗の嘉定十六年、高似孫は、文苑英華中の麗句を撮り、文苑英華纂要八十四卷を刊行した。<sup>(13)</sup>清の宮夢仁の編した文苑英華選六十卷も、同じ目的から刊行せられたものである。<sup>(14)</sup>併し、文苑英華纂要は、あまり世に行

はれず、主として文苑英華に取材した唐文粹が大いに世に行はれた。唐文粹は太平興國八年に進士となつた兩浙轉運使姚鉉の編するところでもと五十卷であつたが、後人の追補によつて百卷となつた。<sup>(15)</sup>周必大は、即ち前掲の序文の中で、唐文粹が盛んに世に行はれるに反して、文苑英華のあまり世に行はれないことを慨してゐる。

周氏の刊した文苑英華は、明代まで傳つてゐたが、清代には既に亡くなつてしまつたらしい。四庫全書の文苑英華は明の萬歴の刊本であり<sup>(16)</sup>、全唐文の校訂に用ひられた文苑英華は、影宋鈔本である。<sup>(17)</sup>又愛日精廬及び鐵琴銅劍樓の文苑英華は、いづれも影宋鈔本であり<sup>(18)</sup>、皕宋樓の文苑英華も亦明代の寫本である。<sup>(19)</sup>故に現在われわれの普通に見得る文苑英華は、周氏の宋刻によつて版を作つたといふ明の刊本あるのみである。明刊の文苑英華は巡按福建承事郎胡維新が、顏冲宇の藏する宋刻本に依り、福建巡撫塗澤民の協力を得て出版したものであつて、卷頭に胡塗兩氏の隆慶元年の序があり、柱に萬歴六年刊の文字がある。世に閩本文苑英華と稱するもの、即ちこれである。但し、閩本は急速の間に造版した爲めか、非常に誤脱が多い。<sup>(20)</sup>

## 註

1 崇文總目にも、文苑英華一千卷とあつて、その編纂の由來は、文苑英華事始に見ゆといふ原釋がある。閩本の卷頭にある纂修文苑英華事始は、もとの事始を増補したものであらう。欽定四庫全書總目、卷百八十六に見える文苑英華の提要も、本書の由來を知るに必要な文献であることを言ふ迄もない。

直齋書錄解題、卷十五、總集類。

郡齋讀書志、卷五下、總集類。

崇文總目、卷五、總集類上。

宋史、卷二百九、藝文志八には、初めに「宋白文苑英華」とあり、また後に「李昉、扈蒙文苑英華」とある。兩書の名は、唐書及び宋史の藝文志に見えてゐる。

欽定四庫全書總目、卷百三十五、子部類書類。

欽定四庫全書總目、卷百八十六、集部總集類。

四部叢刊所收の六臣註文選の目録に依る。

閩本文苑英華の首めにある周必大の序及び胡維新の序に依る。

郡齋讀書志、卷五下、總集類。

欽定四庫全書總目、卷百八十六、集部總類。

欽定四庫全書總目、卷百八十六、集部總類。

欽定四庫全書總目、卷百八十六、集部總類。

靜嘉堂文庫漢籍分類目錄七九七頁に此の書の名が見える。

靜嘉堂文庫漢籍分類目錄七九七頁に此の書の名が見える。

崇文總目、卷五、總集類には、「文粹五十卷、姚鉉編」とあり、その註に「接廣史及通考宋志並一百卷。廣書志及書錄解題並作唐文粹」卷亦同。晁昭德云、鉉采唐世文章、分門編類、初爲五十卷。後復增廣之、亦作唐文粹一百卷。此作五十卷、蓋初定之本。」とある。

欽定四庫全書總目、卷百八十六、總集類。

欽定全唐文、凡例に「原書編載文苑英華諸文、所據係明刊閩本。其中闕脫極多。今以影宋鈔、逐篇訂正、補出脫字。」とある。

愛日精廬藏書志、卷三十五、總集類。鐵琴銅劍樓藏書目錄、卷二十三、總集類。

靜嘉堂文庫漢籍分類目錄、七九七頁。

20 胡維新の序には「不數閱月、文苑刻成。」とあるから、餘程拙速主義で製版したらしい。四庫全書

總目の摘要には、「此本爲明萬歷中所刊。校正頗詳。在活字版太平御覽之上」とあるが、事實は全唐文の凡例に「明刊閩本。其中譏脫極多。」と云へる如く、極めて誤脱が多い。

## 第二節 全唐文の編纂

全唐文は、清の嘉慶年間の編纂であるが、文苑英華の判を全部採録した上に、文苑英華に見えない判をも採録してゐる。それらは、いづれも四庫全書所收の唐代の文集から捃摭したものであつて、全唐文がオリジナルでないことは言ふまでもないが、四庫全書所收の九十餘種の唐人の文集の中には、今日見難いものもあるから、全唐文は、また唐代の判を研究する上に於いて、観逃すことのできない重要資料である。又文苑英華の影宋鈔本は、鐵琴銅劍樓藏書目錄其の他の書目に見えてゐるもの、實際に於いては、之を利用する機會はないから、われわれは文苑英華の判を研究するに當つて、是非とも影宋鈔本によつて校訂せられた全唐文の判文によつて、閩本文苑英華の判文を補正しなければならない。何となれば、閩本文苑英華は、前述の如く、極めて誤脱の多いもので、その儘では到底使用に堪えないものであるからである。又全唐文は、考證に長じた嘉慶時代の學者を總動員して、唐代の文を旁搜しこれを作者別に分類して、さうしてそれを年代別に排列し、各作者の略傳をその文の前に附けたものであるから、われわれは、此の書によつて初めて初めて文苑英華所收の判の作者の傳記と其の製作の年代とを知ることができる。これ茲に全唐文の編纂について述べんとする所以で

ある。

欽定全唐文は、清の宣宗の嘉慶年中に太保文華殿大學士董誥、太子少師體仁閣大學士戴衢亨、太子太保體仁閣大學士曹振鏞を正總裁官とし、太子少保吏部尚書英和、戶部尚書武英殿總裁潘世恩、工部尚書會典館總裁周兆基、吏部左侍郎秀寧、吏部右侍郎帥承瀛、戶部右侍郎總管內務府大臣覺羅桂芳、刑部右侍郎陳希曾を副總裁官とし、工部右侍郎今任漕運總督阮元、内閣學士兼禮部侍郎文寧、翰林院編修孫玉庭、原任司經局洗馬秦承恩、翰林院侍講學士陳嵩慶を總閱官とし、翰林院侍讀穆彰阿、翰林院侍講繼昌、前任翰林院編修李恩繹を提調官とし、原任翰林院編修徐松、翰林院編修孫爾準、同胡敬を提調兼總纂官とし、翰林院侍讀學士杜墺、詹事府左庶子法式善原任翰林院編修席煜、翰林院編修鄧廷楨、同謝崧、原任翰林院編修陳鴻墀を總纂官とし、翰林院侍講彭邦疇以下二十人を纂修官とし、翰林院侍講學士汪潤之以下十九人を協修官として編纂に從事し、嘉慶十九年閏二月に至つて完成した勅撰の書である。<sup>(1)</sup> 全書一千卷、收むるところの文一萬八千四百八十八篇、作家三千四十二人に及び、文苑英華、古文苑、唐文粹、崇古文訣、文章辨體彙選等の唐文は勿論、四庫全書及び永樂大典に收められてゐる唐人の別集より、史子雜家の記載、金石碑板の單篇斷簡に至るまで、搜し求めて剩すところなく、凡そ當代に於いて知り得られる唐人の遺文といふ遺文は、洩れなく甄錄せられてゐる。<sup>(2)</sup> 本書の書名は、聖祖康熙帝の時代に勅撰せられた全唐詩九百卷に倣つて命名せられたものであり、本書の編纂方針、また全唐詩の編纂方針を追うてゐる。<sup>(3)</sup> 即ち本書は、首めに唐の帝王、皇后、宗室諸王、

公主の文を置き、次に五代の諸帝、后妃、及び十國の君主の文を附載し、次に唐代諸臣、五代諸臣の文を集め、次に唐及び五代の釋道、閻秀の文を收め、最後に闕名の文及び宦官、突厥、吐蕃、南詔、高昌、吐火羅、新羅、高麗、百濟等の諸王諸臣の文を置いてゐる。而して一人の文を集めた巻頭には、夫々その人の傳記を擧げ、各人の文は文苑英華の文の分類によつて次第してゐる。本文の前に、嘉慶十九年閏二月十二日の御製序、同二十三年十月二十日の御製讀全唐文、同十九年閏二月日の董誥の表、編校全唐文諸臣職名、凡例及び目錄三巻がある。丁氏の八千巻樓書目には、

欽定全唐文一千卷。附姓氏韻編二卷。嘉慶十九年、奉  
敕編殿刊行。

とあるが、私は未だ姓氏韻編なるものを見てゐない。本書編校の正總裁官董誥は、乾隆二十八年の進士で、乾隆四十四年から嘉慶二十三年に至るまで、約四十年に亘つて軍機大臣を勤め、薨後太傅を贈られ、文恭と諡された人で、皇朝三通、皇朝禮器圖、滿洲源流考等の編纂に與つたことはあるが、別段學者といふほどの人でもなく、唯本書編纂の當時、文華殿大學士として内閣に列してゐた爲めに、總裁官の首席に推されたまでである。戴衢亨、曹振鏞、英和、潘世恩、帥承瀛、覺羅桂芳等の傳は、いづれも清史稿列傳に見えてゐるが、皆政府の要路にあつた爲めに、本書の編校に關係したものであつて、特に學問に關係の深い人達ではない。編校の官の樞軸を爲す者は、實に總閱官の筆頭阮元、提調兼總纂官の筆頭徐松及び總纂官の法式善などであつたと思はれる。阮元は、乾嘉の盛世を代表する清朝有數の學者であつて、乾隆五十四

年の進士、累進して體仁閣大學士管理刑部事務に至り、道光二十九年、八十六歳をもつて卒した。その間數十年、敕撰の書物の編校に關係すること數回、著述數百卷を數へ、嘉慶年間には、正に學界の耆宿、一代の碩學であつた。彼の學的事業として有名なものは、四庫未收書一百七十二種の提要を作つたことと、十三經校勘記、皇清經解を作つたことなどであるが、浙江省に詰經精舍を建て、廣東省に學海堂を建てて、大いに文教を振興したことも亦見逃すことができない。<sup>②</sup> 全唐文が經史子集のあらゆる部門に亘つて唐代の文を蒐緝し、金石碑板の遺文に至るまで遺漏なく蒐め得たのは、全く阮元のやうな學者が、總閱官として腕を振つたからである。徐松は、嘉慶十年の進士で、湖南學政に任せられたが、事に坐して伊犁の鎮戍に發遣せられた。併し、彼はその苦難にめげず、心を文獻に留め、關を出づれば方眼紙を開いて至るところ其の山川を圖し、西域水道記を作つて、水經に擬し、又自ら其の釋を作つて、之を酈道元の水經注に比した。伊犁將軍松筠その書を得て之を北京に奏進し、名を賜うて新疆事略といつた。茲に於いて徐松は、特旨をもつて赦還され、本書の編校に與つたのである。<sup>③</sup> 彼の著書には、前記の新疆事略の外に、新斠注地理志集釋、漢書西域傳補注、唐兩京城坊考、唐登科記考、新疆賦等があるが、唐登科記考の如きは、全く彼が本書の編纂に關係して、作者の傳記を調べる必要から編著したものであらう。法式善は、蒙古人で、乾隆四十五年の進士である。性文を好み、宏く風流を獎むるを以て己が任とし、官は四品に至り、詹事府左庶子をもつて致仕した。その後、詩龕及び梧門書屋を構へ、法書名畫棟に盈ち、海内の名流詠贈すれば、即ち之を詩龕に

投じた。清秘述聞及び槐廳載筆は、彼の編著するところである。<sup>(9)</sup> 全唐文は、これらの學者の學風を反影して、校訂正確、取材豊富であるが、採録した文の出典を示さなかつたことと、採録した文の成立年代を明示しなかつたことは、大なる缺陷といはねばならない。

## 註

- 1 欽定全唐文、御製序並びに董誥の全唐文撰上の表には、嘉慶十九年閏二月とあり、又東華續錄、嘉慶三十七、嘉慶十九年閏二月の條には、「纂輯全唐文告成」の記事が見えてゐる。
- 2 欽定全唐文、御製序及び凡例。
- 3 欽定全唐文、御製序。全唐詩のことは、欽定四庫全書總目、卷百九十、總集類に見える。
- 4 八千卷樓書目、卷十九、集部總集類。
- 5 清史稿卷三百四十六、列傳第百二十七。
- 6 戴衢亨の傳は、列傳第百二十八に、曹振鏞、英和、潘世恩の傳は、列傳第百五十四、帥承瀛の傳は、列傳第百六十八に、又覺羅桂芳の傳は、列傳百四十に見える。
- 7 清史稿卷三百七十一、列傳第百五十一。
- 8 清史稿、卷四百九十一、文苑傳第三。
- 9 清史稿、卷四百九十一、文苑傳第二。

## 第三節 文苑英華と全唐文との對校

文苑英華に收められてゐる一千餘道の判の各々について、それが全唐文のどこに收められてゐるか又その各々の判文のどこが全唐文にどう改められてゐるかを突きとめることは、實に容易のわざではない。何となれば、文苑英華は、乾象、曆律、歲時、雨饑、水旱等の事項によ

つて判を次第してゐるが、全唐文は、作者によつて判を次第してゐる。而して兩書は、ともに一千卷といふ龐大な書物であるから、對仇には莫大な努力を要する。その上に閩本文苑英華は、屢々判の作者の名を逸してゐるから、全唐文に於ける判の検索は、作者の氏名に依ることを得ないで、判の文章に依らなければならぬから、その對仇は、一層困難である。私は、實に月餘の日子を費して、文苑英華の判を全唐文所收の判に引合せてみた。その結果、文苑英華卷五百十に收められてゐる王靈漸の直講無他伎判一道を除く外は、文苑英華の判は、全部全唐文に採錄されてゐることを確め得た。全唐文に前記の王靈漸の判一道が見えないのは、まさしく全唐文の編者が之を脱したものであつて、大なる失態であるといはねばならない。又文苑英華卷五百三十六に收められてゐる杜信の捨嫡孫立庶子判は、全唐文卷四百三十六、杜信に採錄されてゐるが、文苑英華の同じ卷に收められてゐる同じ人の襲代封逃判は、全唐文卷九百五十六、杜信に收められてゐる。全唐文卷四百三十六、杜信の傳には、

信、肅宗朝擢書判拔萃科。

とあるが、全唐文卷九百五十六は、杜信を時代閱歷俱に未詳の人としてゐるから、全唐文の編者は、或ひは之を同名にして異人なる二人の人と考へたかも知れないが、兩者は充分なる反證のない限り、之を同一人と認むべきであるから、全唐文の編者は、杜信を前に第四百三十六卷に入れたことを忘れて、再び之を第九百五十六卷に入れたものと解すべきであつて、これ亦全唐文編校者の大なる失態と認むべきものである。之に由つて之を觀れば、支那人の手

に成つた編纂物は、全唐文のやうな當代の權威を總動員した敍撰のものと雖も、疎漏を免れないものであることが知られる。これ支那の典籍を史料として取扱ふ者の、大いに注意しなければならない點である。

文苑英華には逸名になつてゐる判で、全唐文によつて其の作者の姓名の知られるものは頗る多數に上つてゐる。そのうち、文苑英華に收められてゐるどれかの判によつて其の姓名の知られる作者を除き、全唐文によつて初めて其の名の知られる文苑英華所收の判の作者の姓名を、大體字畫順に排列すれば、次の如くである。

張	陸	馬	凌	屈	林	李	辛	邢	王
省				突			齊		志
躬	泌	貽	正	齊	濤	旦	物	巨	佛
四五	六五	九五	九五	四五	六五	二五	九五	五三	九五
○一	八四	五三	五二	○二	二二	六三	四四	二〇	○一
六六	四九	六三	三四	一一	一三	○三	八九	四一	二九
張	張	徐	康	柳	邱	李	杜	邢	王
大	景			子					
濯	吉	暉	璀璨	溫	嶠	斑	顓	宇	適
四五	四五	四五	二五	六五	九五	八五	九五	四五	二五
四二	○一	○二	六三	九二	五二	四一	五〇	三三	八一
六五	二八	七五	○七	二五	四五	一三	六五	六二	二〇
張	張	韋	孫	柳	邵	李	李	司	王
子									
曠	漸	嗣	臣	芳	之	澣	烈	鍾	灣
四五	三五	三五	九五	三五	三五	九五	三五	二五	四五
○二	九〇	六三	四一	七一	七一	五〇	○一	六三	○二
一一	七三	二二	九六	二八	四七	四九	五一	〇八	二八
郭	張	韋	馬	柳	叔	李	李	成	何
利		光	觀	孫					士
向	貞	廻	粹	禮	伯	寧	宙	震	幹
四五	三五	三五	九五	九五	九五	六五	三五	九五	四五
○五	九一	六三	五四	五一	五二	一一	九一	五二	三二
八〇	七七	五二	六五	六九	九四	九七	七七	三四	六六

人名の下右に示した数字は、其の人の判が採録されてゐる全唐文の卷數であり、下左に示した数字は、其の人の判が掲載されてゐる文苑英華の卷數である。又文苑英華に收められてゐる判と全唐文に採録されてゐる判と、文章は同じでありながら、其の作者の姓名が少しづつ違ふものがある。次に文苑英華所收の判の作者の姓名と、全唐文所收の判の作者の姓名との相違を表にして示さう。

王靈	岳	五四四	王岳	靈	三五三	韓子	休	九五	系	四五	劉子	不	斐	萬	趙	廣	詠
祝雲	將	五四四	泥雲	將	三九六	邢寅	刑	四四	○一	○〇	鄭子	爲	楚	廣	詠	九五	
邢寅	度	五〇七	成	貴	五三四	李迥	刑	四五三	二三	六二	劉系	广	九五	九五	九五	九五	
李迥	度	五一三	母	嬰	五〇九	李仲	云	五〇七	○一	五四	鄭希銑	昭	達	湯	陶	三五	
進	度	五二一	母	嬰	五七三	李仲	雲	四五八	九九	五四	劉晉	金	美	嘉	翰	九五	
虞	李	刑	成	貴	四五九	李陽	水	四五一	九七	八八	鄭訥	詒	凌	達	湯	三五	
進	度	四〇三	母	嬰	五六一	邵旻	水	四三七	八九	八九	劉昭	五二	鞏	鞏	鞏	五四	
邵旻	度	五四九	母	嬰	六二二	邵旻	水	四三七	九九	九九	鄭暉	六二	溫	賀	溫	九五	
邵旻	度	五四九	母	嬰	六二二	邵旻	水	四三七	九九	九九	韓暉	七九	行	賀	賀	九五	
邵旻	度	五四九	母	嬰	六二二	邵旻	水	四三七	九九	九九	韓暉	七九	溫	賀	賀	九五	

范令芬	五四四	范令芬	六二二
苗牧	五一四	苗收	九四九
席預	五三七	席豫	二三五
崔玄亮	五一二	崔元亮	六一五
康建之	五〇四	康廷芝	二六〇
張玄度	五〇七	張元度	五一三
崔歸訟	五三二	崔頌	三六一
楊光陵	五二五	楊凌	七三〇
楊俗	五三四	楊裕	四五九
焚光	五二五	樊齊	融三三五
趙如壁	五三五	趙和壁	二九六
齊融	五〇七	萬齊	融三三五
趙頤真	五三五	趙願貞	二九六
顏楚劉	五二三	顏眞卿	三三七
顧潤	五〇四	顧潤	四〇一
樊冕	五二三	樊冕	三九八
劉劉劉	五二三	劉劉劉	九五三
劉劉劉	五二三	鄭鄭鄭	四三六
劉劉劉	五二三	衛衛衛	四三五
鄭鄭鄭	五二三	鄭鄭鄭	昭四三六
衛衛衛	五二三	衛衛衛	九五三
常著	五二九	梁著	四三六
良眞署	五五〇	漢常	二八二
子孝	五一九	梁煥	三九七
崔子	五一九	梁煥	九〇一
章瞿	五二九	梁常	二八二
良眞署	五五〇	漢著	四三六
子季	三九九	煥	八九八
崔季	三九九	煥	八九八
章瞿	五二九	煥	九〇一

閻伯興五一八

閻伯瑛三九五

徐楚晶五〇六

徐安貞三〇五

馬撫五一八

馬熒四〇一

徐楚晶五〇六

上段は、文苑英華の判の作者の姓名とその判の見える卷數であり、下段は、それに相當する全唐文の判の作者の姓名とその判の見える卷數である。作者の姓名だけですら、文苑英華と全唐文との間には、これだけの相違があるのであるから、其の判文の相違を擧げるといふことになれば、千丈の紙を費すも猶ほ足りないであらう。文苑英華に見える姓名と全唐文に見える姓名と相違してゐる場合に、その何れを取るべきかといへば、勿論全唐文の方を取るべきであらう。全唐文の方に見える楊慎矜、顏真卿、席豫等の名は、新舊兩唐書の列傳にも見えるが、文苑英華の方に見える楊慎金、顏貞卿、席預等の名は、外の書物には見えない。文苑英華の判文と全唐文の判文との間に出入がある場合も、やはり同様に解すべきである。何となれば、閻本文苑英華は、考證の學未だ興らざる時代に成つた粗漏の書であり、全唐文は、校勘に長ぜる阮元等が、總纂となつて編校した、稍信を措くに足るべき精密の書であるからである。

## 第二章 文苑英華所收の判

### 第一節 道數と其の題目

文苑英華の判は、その第五百三卷から、その第五百五十二卷に至る、五十卷の中に收められ

てゐる。故に文苑英華の判は、その全巻の約二十分の一を占めてゐるわけである。而して文苑英華所收の判の道數は、その總目に據れば、第五百三卷二十三道、第五百四卷十九道、第五百五卷十九道、第五百六卷二十一道、第五百七卷二十六道、第五百八卷十九道、第五百九卷十六道、第五百十卷十六道、第五百十一卷二十一道、第五百十二卷二十七道、第五百十三卷三十一道、第五百十四卷三十道、第五百十五卷二十七道、第五百十六卷十九道、第五百十七卷十七道、第五百十八卷十九道、第五百十九卷二十八道、第五百二十卷二十七道、第五百二十一卷二十六道、第五百二十二卷二十八道、第五百二十三卷二十二道、第五百二十四卷二十四道、第五百二十五卷二十二道、第五百二十六卷二十道、第五百二十七卷十八道、第五百二十八卷二十三道、第五百二十九卷二十三道、第五百三十卷十九道、第五百三十一卷十七道、第五百三十二卷二十一道、第五百三十三卷十五道、第五百三十四卷十六道、第五百三十五卷十九道、第五百三十六卷二十三道、第五百三十七卷十八道、第五百三十八卷十七道、第五百三十九卷十七道、第五百四十卷二十三道、第五百四十一卷十九道、第五百四十二卷十九道、第五百四十三卷十八道、第五百四十四卷三十二道、第五百四十五卷三十一道、第五百四十六卷二十三道、第五百四十七卷二十四道、第五百四十八卷二十三道、第五百四十九卷二十七道、第五百五十卷十一道、第五百五一卷十二道、第五百五十二卷十二道、合計一千五十一道であるが、閩本文苑英華の第五百六卷には缺文があつて、現存せるもの僅かに六道、全唐文にあつて文苑英華第五百六卷の判文と認められるものの三道を加ふるも、尙ほ十二道を缺いてゐる。故に現存の文苑英華所收の判の道數は、一千

三十八道といふことになる。唐代の判にして現在存するものは、本書所收の判を除いては、僅かに龍筋鳳髓判所收の張鷺の判七十八道と白氏長慶集所收の白居易の判一百道とがあるのみである。<sup>(1)</sup> 故に本書所收の判は、現存せる唐代判文の大部分を占めてゐるのであつて、本書所收の判は、その量に於いて、唐代判文研究上最も重要なものと言つてよい。

文苑英華所收の判には、いかなる問題に對して爲された判があるか、といふ間に對しては、爾く簡単には答へられない。文苑英華所收の判の中には、民刑事の裁判事件に對する判決もあり、行政訴訟事件に對する判決もあり、又行政上の處分問題に對する裁決もあれば、法律若しくは慣例に關する疑義の解決もある。文苑英華は、これらの判をその取扱へる問題の事項によつて、乾象曆律、歲時、雨雪、饑水旱災荒、禮樂、樂師樂勤學、墮教師歿直講、教授、文書、書數、師學、射、投壺、圍棋、射御、選舉、禮賢、祭祀（天地、嶽瀆、山川、百神、宗廟、封君、諸侯、大夫雜祭祀）、喪禮、刑獄、田農、田稅、溝渠、堰堤、陂防、戶貫、帳籍、商賈、傭賃、封建、拜命、請命、職官、爲政、縣令、曹官、小吏、繼嗣、封襲、孝感、畋獵、齒簿、刻漏、印鑑、枕鈎、軍令、衣冠、扇、食官、酒器、炭藁瓦、國城、官宅、牆井、關門、道路、錢帛、玉璧、果木、鳥獸、易卜、疾病、占相、妖言、正夢、雜の八十餘項目に分ち、その取扱へる問題が二つの項目に亘れるものは、これを雙關なる項目の下に集めてゐる。その分類の方法は、頗る非科學的であるが、宋代の人々には、この分類が検出に便利であつたのであらう。

文苑英華は、總目に於いて、判の項目と各卷所收の判の道數とを記載し、各卷の卷頭に置ける細目に於いて、判の名稱と其の道數とを記載してゐる。故に文苑英華にいかなる判が收

められてゐるかは、總目と細目とを見合さなければこれを知ることができない。故に私は兩者を併して完全なる目録を作り、判文の検出に便することとした。其の第五百六卷は、細目の部分が缺けてゐる爲めに、現存の判及び全唐文に見える本卷の判文と認むべきものによつて補つた。<sup>②</sup>

### 卷第五百三、乾象律曆門二十三道

習星曆判六道 家僮視天判五道 私習天文判一道 馮相會天判一道 以管聽鳳判一道 爲律娶妻判三道 上生下生判一道 曆生失度判三道 典同度管判二道

### 卷第五百四、歲時門十九道

元日奏事上殿不脫劍履判四道 懸政象法判三道 元日大斟酌酒判三道 立春設土牛判二道 競渡賭錢判一道 伏日出何典憲判三道 九日登高墜脚判二道 冬日不獻狼判一道

### 卷第五百五、歲時雨雪儺門十九道

冬至越人駕象入庭判一道 亞歲上樽闕酒判一道 臘嘉平神位判一道 天雨壞牆判一道 復陶以行判一道 春不修鑑判二道 藏冰不固判三道 西陸朝覲判七道 驅儺判二道

### 卷第五百六、水旱災荒門二十一道

不明題名判二道 凶荒判二道 反古脩火利判二道本文據旱令沈巫判一道 水損免

輸判一道 旱暵判一道

唐文補全

(以下十二道缺)

卷第五百七、禮樂門二十六道

國公嘉禮判四道 九文六采判一道 負劔辟咡判一道 樂請置判懸判五道 燕弓矢舞  
判五道 教擊編鍾判一道 奏安代樂判一道 典樂女樂判一道 四品女樂判一道 忽  
心鼓琴判一道 學生鼓琴判一道 巍鳳變節判一道 五品女樂判一道

卷第五百八、樂門十九道

樂官樂司請考判二道 夷樂判一道 旄人奏散樂判二道 舞相判一道 樂懸畫盼幡判  
四道 鐘官所鑄判二道 笙師不施春牘判一道 笛判一道 琴有殺聲判一道 學琴不  
進判一道 學歌玄晏判一道 樂師鼓舞判一道 習結風伎判一道

卷第五百九、師學門十六道

申公杜門判二道 坐於左塾判二道 聚徒敎授判二道 蜀物至京判二道 生徒擢塵判  
一道 陳設印綬判一道 爲其師掃判二道 掘窖試之判一道 去師之妻判一道 請益  
不退判一道 勸學犯夜判一道

卷第五百十、勤學惰敎師歿直講門十六道

勤學 求隣壁光判二道 於途墜坑判一道 犹書穿床判一道  
惰敎 投諸糞寄判二道

師歿 立廟藏衣判一道 着服六年判二道 事貌相似判二道 貌似溫敏判一道 吊

服加麻判二道

直講 直講無他伎判二道

卷第五百十一、教授文書門二十一道

博士教授判一道 釋菜爭論判一道 持論湯武判一道 持論攻繫判二道 無鬼論判三道  
注書判二道 丹書判一道 學書判二道 讀書判一道 識書判二道 文書判一道  
傭書判二道 寫告身判一道 故紙判一道

卷五百十二、書數師學射投壺圍棊門二十七道

書字詰判六道 署書題闈判一道 錯字判一道

數 習卜算判一道 易家有歸藏判一道 觀生束脩判五道

師學 段方瓦合判五道

射 兵部試射判一道 引弓不中判一道 實爵西階判一道 雙耦射判二道

投壺

投壺判一道

圍棊

圍棊判一道

卷第五百十三、射御門三十一道

澤宮置福判六道 張侯下綱判五道 不以騶虞爲節判一道 不以采蘋爲節判二道 鄉

射司正倚旌判一道 賓觀武藝判一道 矢射判二道 祭侯判五道 馬驚師徒判七道 鄉

射不穿札判一道

卷第五百十四 選舉門三十道

舉似己者判六道 舉方正者判三道 舉嘉遁第判一道 自舉判一道 舉人倨傲判一道  
自此管伸判一道 貢士不歌鹿鳴判一道 鄉貢進士判五道 貢人帖經判一道 括州貢  
士判一道 獻賢能書判二道 舉賢任選判二道 被替請選判三道 詐假求官判一道  
知名配社判一道

卷第五百十五 禮賢門

小吏歡言判四道 薦賢能判五道 寢延部人判三道 志行高潔判一道 舉抱甕生判六  
道 貢市井之子判一道 選人代試判一道 拔萃相非判一道 取名士判一道 教胄子  
毀方瓦合判一道 試選繼燭判一道 徵辟不起判一道

卷第五百十六 祭祀一

祭天地嶽瀆十九道 祭天判一道 祭地判一道 祭星判一道 祭后土判一道 祭社  
判一道 祭不奏商均判二道 祭五嶽判四道 祭四鎮判二道 祭天判

卷第五百十七 祭祀二

祭山川百神門六道 不供祭用判三道 祭七祀判一道 百神判一道 臨奉祭不供物  
判一道 祭宗廟門 酿酒不供判五道 太廟登歌判一道 造禡判一道 薦新判一  
道 犧牲判一道 祀玉判一道 掃道判一道

## 卷第五百十八、祭祀三

封君諸侯大夫門十九道 封君祭祀三道 諸侯祭祀一道 大夫祭祀五道 三命判四道 家廟失祭祀一道 牝祭有違判五道

## 卷第五百十九、祭祀四

雜祭祀門二十八道 祭闕頒誥判七道 大夫菜地祭祀一道 庶子牲祭失禮判一道 士祭祀判一道 足大牢祭祀一道 士不合設壇判一道 用牲于門判一道 歸胙判一道 祭器判一道 祭器奢僭判一道

## 卷第五百二十、喪禮門上二十七道

不供夷盤判四道 毀壞壓死刑四道 木墮誤壓判一道 溺死判三道 復以冕服判七道 縣君死復判一道 哭子喪夫判二道 所知哭寢門判二道 里尹爲主判三道

## 卷第五百二十一、喪禮門下二十六道

里正主妹喪判一道 本主爲主判一道 同姓爲主判一道 主者不杖判一道 父在凶門判三道 輿屍謁廟判五道 助隣婦喪判二道 寂苦枕草判二道 父在杖堂判一道 練祥群立旅行判一道 除喪鼓琴判一道 祥鼓素琴判一道 禫服鼓琴判一道 奪情腰絰服事判一道 妻喪奏樂判一道 士弟大夫喪判一道 同門生喪親判一道 食於喪家判一道

## 卷第五百二十二、刑獄門二十八道

判人降徒判一道 奇請他北議判一道 誘人致罪判一道 因丑致罪判一道 詐稱官銜  
判一道 犯徒加杖判一道 解桎判一道 刑罰疑赦判一道 告密判一道 賊賄判一道  
吏犯徵贓判一道 主簿取受判一道 尉用官布判一道 未上假借判一道 乾沒稍食判  
一道 取錢授官判一道 受囚財物判一道 脫枷取絹判一道 免罪不謝判一道 子行  
盜判一道 冒名事發判一道 請不用赦判一道 失囚判一道 遇毒判一道 被妻毆判  
一道 稽緩制書判一道 刺史違法判一道 私發制書判一道

卷第五百二十三、田農門二十二道

菜田不應稅十道 初稅畝判七道 履畝判五道

卷第五百二十四、田農門二十四道

祈年判二道 粿田判四道 命農判二道 學耕判二道 主田判一道 履畝稅公田判一  
道 不受征判五道 津吏告下方傷水利判五道 軍士營農判一道 稅畝多於什一判一  
道

卷第五百二十五、田農門二十二道

勞農有闕判二道 憤農判三道 糜農判二道 居喪惰績判一道 均輸田判二道 田中  
有樹判三道 易田倍數判一道 紿地過數判五道 屯田不開渠判一道 屯田佃百姓荒  
地判二道

卷第五百二十六、田農門二十道

蜡燭不祀判三道 授田判一道 無溝樹判一道 多田判一道 工商食貨判二道 射田  
判一道 名田判三道 列侯實封判一道 井田判一道 修隄請種樹判一道 屯田官考  
續判一道 田中種樹判一道 秋雰判一道 賦給判一道 修耒耜判一道

卷第五百二十七、田稅溝渠門十八道

什一稅功臣判一道 受田兼種五菜判五道 爲吏私田不善判一道 稅于畝竹判三道

徵什一稅判三道 無夫修堤堰判四道 修河堤不溉田判一道

卷第五百二十八、堤堰溝渠陂防門二十三道

稍溝判二道 菜地判一道 清白二渠判六道 開渠判一道 毀濯龍泉判六道 陂防  
判五道 河卒判一道 請塞斗門判一道

卷第五百二十九、戶貫帳籍門二十三道

大比判一道 登夫家判二道 造帳籍判二道 書齒判一道 兩貫判四道 附貫五年復  
訖判二道 移貫判一道 戶絕判一道 移鄉判三道 徒鄉判一道 樂土判三道 徒貫  
判一道 還墳判一道

卷第五百三十、商賈門十八道

貨有滯於人用判一道 買賣不和判一道 均市判一道 犯憲罰判一道 斷錦繡判一道  
市買爲胡貨判一道 鬧繪不利度木爲業判一道 陶人判一道 旄人判一道 行人供濫  
物判一道 和市給價判一道 於市驚衆判一道 水石類銀判一道 熟差市易判一道

真臘國人市馬判一道 避市籍判一道 率家屬籍名田判一道 稅商判一道

卷第五百三十一、商賈傭賃門十七道

商賈 立功執商判一道 斷屠判一道 同賈分利判一道 權衡判一道 太倉耳欽判

一道 栗氏爲量判一道 度判一道 斗秤判一道

傭賃 傭賃判一道 劍草誤斬指斷判一道 官戶判一道 奴判一道 買奴云是良人

判一道 奴死棄水中判一道 婢判一道 部曲判一道 奴婢過制判一道

卷第五百三十二、封建拜命請命職官門二十一道

封建 賜則出就判六道

拜命

拜命布武判三道

請命 請命服判二道 小國附庸判一道

職官 三公佩刀入閣判一道 方領爲衣判一道 問羊知馬判一道 鈎距爲業判一道

大匠拜將作廳判二道 員外郎讓題劍判一道 錦衣狐裘判一道 太守步歸郡邸判一道

卷第五百三十三、爲政門十五道

爲人興利判二道 教吏爲銖筭判二道 不拘文法判二道 告糴判一道 刺史求青牛判

一道 京令問喘牛三道 長安令登夫家判一道 縣令增貲判三道

卷第五百三十四、縣令門十六道

縣令有惠化判一道 損戶繭絲判一道 夷攻蠻假道判九道 廉無積粟判一道 縣令辭

疾判一道 增年避役判一道 竊錢市衣與父判一道 集百姓不便判一道

卷第五百三十五 縣令曹官小吏門十九道

縣令有客判一道 立生祠判一道 參軍鵠子判一道 卒史有文學判六道 小吏持劍判三道

省官員判四道 成都令勸學判一道 縣令祭名山判一道 吏曹判一道

卷第五百三十六 繼嗣封襲門二十三道

太室擇嗣判八道 捨嫡孫立庶子判四道 正室爲門子判一道 襲代封逃判二道 遺腹

襲侯判三道 承襲稱狂判三道 襲爵佯狂判一道 除喪襲爵判一道

卷第五百三十七 襲封孝感門十八道

襲封 佯狂讓弟判二道 嗣足不良判三道 子姪承襲判一道 當襲僞暗判一道 用

父蔭判一道 請封爵贖罪判一道

孝感 澤中得董判二道 夢得籬粟判三道 赤鳥巢門判一道 投牋獲弟判一道 嫂

疾得藥判一道

卷第五百三十八 孝感門十七道

墳樹有甘露判四道 紫芝白兔判一道 紫芝白兔由刺史善政判二道 男取江水溺死刑

四道 孝子抱父屍出判一道 賣宅奉葬判一道 士用大夫禮葬父判一道 不除婦喪判

一道 居喪年老判一道 不用父言殉葬一道

卷第五百三十九 攻獵門十七道

畋獵三品判一道 覆車置眾判一道 金吾不辨夜判一道 不餚獸於郊判一道 澤虞傷田苗判一道 招虞人以弓不進判一道 中郎率家僮出畋判一道 仲夏百姓弋獵判一道 出畋毀耕者之瓶判一道 用毒矢而射判一道 金吾不供畋矢判一道 摧獸判一道 捕鳥鼠獲豹判一道 採捕判一道 觀魚判一道 取魚判一道

卷第五百四十、鹵簿刻漏印鑑枕鈎門十三道

差羊車判一道 好長鳴判一道 引漏水判一道 得亡印判一道 獲古鏡判一道 研街樹癢造枕判一道 造削判一道 削金判一道 好鈎判一道 皮判一道 戒豐判一道  
私製九章判一道 衣狸製判一道

卷第五百四十一、軍令門上十九道

執鏡失位次判一道 翟壺翟轡不供判一道 載稻判一道 誓戒判一道 諸侯降者判一道 不受敵判一道 先登判一道 斬將後殿判一道 戰勝作彝器判一道 克狄擎來判一道 獲五甲首判一道 爲將失禮判一道 旋凱獻俘判一道 獻捷稱其伐判一道 還生口判一道 獲俘衣之判一道 單醪投河判一道 受敵人藥判一道 將不迎制書判一道

卷第五百四十二、軍令門下十九道

知謀判一道 以囚爲前鋒判一道 棘子判一道 愛子爲賊所執判一道 擅發兵判一道  
矯節用兵判一道 軍副別屯斬人判一道 司馬斬嬖判一道 死政判一道 輕過罰甲判

一道 恤士判一道 勇壯踰羽林亭判一道 立功流例判一道 背侍從征判一道 復矢  
判一道 武用文士判一道 夜進軍判一道 邊將無勇判一道 犯專殺判一道

## 卷第五百四十三、衣冠扇食官酒器炭藁瓦門十八道

衣冠扇 禁楚製判一道 並冠兩梁判一道 執蒲葵扇判一道

食官 甲爲食官判一道 庵人進炙判一道

酒 酒正以水入王酒判一道 公酒後時判一道 造五齊三酒非九穀判一道 盜酒判  
一道

器 告家有九龍鼎判一道 有五熟釜判一道 龐負判一道 村人借罐判一道 鎌樹  
爲杯椀判一道 碑分利不平判一道

炭藁瓦 二月不供宮人炭判一道 賄藁判一道 造瓦判一道

## 卷第五百四十四國城官宅牆井門三十二道

國城 建國判五道 臨宮判四道 城邑判四道 城者謹甲判一道 登城判一道 升

高判八道

官宅 造室判二道 宅判一道

牆井 築牆判二道 鑿井獲鏡判三道 義井判一道

## 卷第五百四十五、關門道路門三十一道

關門 棘符繙判一道 作刻出關判二道 越關判三道 謂者私度關判一道 恩賜綾

錦出闕判一道 官門誤不下鍵判三道 向街開門判一道 新作南門判一道  
道路 蘆樹判二道 道路判一道 徑蹠判一道 科木作道判一道 穿牆出水判一道  
開溝向街判一道 染堊灑塵判一道 街內燒灰判一道 造橋判一道 縣令不脩橋判三  
道 私僱船渡人判四道 不修橋判一道

卷第五百四十六 錢帛玉璧果門二十三道

錢帛 磨錢判一道 無名錢判一道 拾遺錢判一道 簪錢數倍判一道 鐘官所鑄判  
一道 母子權判一道 織素判一道 練不宿井判一道 黃門印判一道

玉銅璧玉節 龍虎輔玉判一道 開銅坑判一道 璧判一道 玉節判一道 穀珪判一  
道

木樹草瓜果 採木判一道 橋奴判一道 平慮判一道 竹判一道 盜瓜判一道 芋  
判一道 榆子判一道 梨橘判一道 盜稻橘判一道

卷第五百四十七 烏獸門二十四道

屠龍判一道 射牛判一道 驅犢蹊園判一道 穀牛判一道 爲父穀牛判一道 不埋狗  
判一道 射猿判一道 死官鵝判一道 斷屠月穀蠶判一道 養賈兒判一道 爲哲簇判  
一道 穀鳥獸判一道 解牛鳴判一道 解鵠語判一道 神爲異聲判一道 弓矢驅鳥鳶  
判一道 蕃客求魚判一道 穀千歲龜判一道 宴客龜小判一道 養鷄猪判一道 父病  
穀牛判一道 狗傷人有牌判一道 牛瓶馬判一道 解牛鳴判一道

## 卷第五百四十八 易卜病疾占相妖言巫夢門二十三道

易卜 易道判六道 北斗龜判一道 豐龜判一道 居蔡判一道 家貧致墨判一道  
 玄衣判一道 讀衛生經判一道 死生付天判一道

疾病 占相妖言 占相判一道 妖言判一道

巫 巫恒判一道 巫祠秦中判一道

夢 水下人語判一道 夢殿上有禾判一道 夢處女鼓琴判一道

## 卷第五百四十九 雜判門三十七道

廳子判二道 流外判一道 番官判二道 孔目判一道 公廨供給判二道 不知名物判  
 四道 不奠其祿判一道 侵官判二道 小吏陵上判三道 販免判一道 去官判二道  
 吏脫幘判五道 致仕判一道 不仕判一道 未七十致仕判一道 用蔭判一道 微官爲  
 蔭判一道 假蔭判二道 勳品判一道 請立長子爲嗣判一道

## 卷第五百五十 雙關門上十二道

不帥焚寄軍獻二毛判一道 借罐打破佩刀刺人判一道 行盪甕破奴死棄水判二道 夾  
 廣合三所知哭寢判一道 選擇卒史刑罪疑赦判一道 菜田徵稅閑人執事判一道 醉子  
 於阼醉子於宮判一道 賜告養病父在喪母判一道 漆室染瘡絃衣版授判一道 戰勝名  
 功火災貯水判一道 毒藥供醫登高臨宮判一道

## 卷第五百五十一、雙關門中十二道

鍾官不克享長易傳判一道 同爨不服義居芝草判一道 掌廬擅放穿牆流惡判一道 襲封錄兄女代父刑判一道 常好種荔繼母出服判一道 甲居重澤田獲三品判一道 是儀書衣主司舉正判一道 旄人奏散率木脩防判一道 登城而指專席而坐判一道 元日懸象稅千畝竹判一道 罷役務農論象肉刑判一道 主司徵算探郊窺隣判一道

## 卷第五百五十二、雙關門下十二道

司倉拔薤父老送錢判一道 父友操杖諸母漱裳判一道 春日餒獸夏日迎貓判一道 賢次如苴卜得乾坤判一道 社中木鳩朝望秩酒判一道 坐大夫簪喪婦不除判一道 損名馬式直講考經判一道 男加布首縣宰倉漏判一道 私取行馬鵠爵享祿判一道 函人所掌張侯下網判一道 結交四騎獲豹不賞判一道 被髮禡斗學盤盂書判一道 (未完)

### 註

1 此の兩書の外、唐代の判を集めたと思はれるものに、「唐判選」といふ書物がある。私は、侯爵前田家の尊經閣漢籍分類目録で、其の書名を見てゐるだけであるが、此の書が明の劉乾明の著であり、明の萬曆の出版であることをから考へて、此の書は、龍筋鳳髓判や文苑英華の判から文章のよいものを選んだものであらうと思ふ。

2 全唐文にあつて、文苑英華にない判で、其の題目が水旱、災荒に關するものを拾へば、全唐文卷二百八十二、王適の條下に見える對旱令沈巫判と、卷九百五十、楊式宣の條に見える對水損免輸判と、卷九百五十六、趙瓊の條に見える旱噴判との三道である。故に私は、この三道の判を全唐文の底本となつた影宋鈔本文苑英華卷五百六にあつたものと推断した。